単　位　事　務　名	
学び直し支援事業交付金	
根拠及び参考法令	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律 鹿児島県公立高等学校学び直し支援事業交付金交付要領 県高立高等学校等就学支援金交付要領及び県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領の一部改正について（通知） 【平成27年3月31日付　鹿教総第793号（総務福利課扱い）】
項　目	処　理　方　法
目　的	家庭の状況にかかわらず，全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため，国の費用により，生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し，家庭の教育費負担を軽減する。
対　象　者	学び直し支援金の支給の対象者は，県立高校，市立高校及び公立専修学校の高等課程（以下，「高等学校等」という。）に在学し，次の各号（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第３条第２項第２号に該当しない者であって，高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第７条第４項に規定する単位数の合計が74を越える者については，第３号を除く。）の全ての要件を満たす者とする。 （１）日本国内に住所を有する者 （２）法第２条の各号に掲げる学校を卒業又は修了していない者 （３）法第３条第２項第２号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月）） （４）平成26年４月１日以降に高等学校等に入学した者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）に限る。） （５）高等学校等を退学（転学に類する退学を含む。）したことのある者 （６）学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者 （７）保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第３条第２項第３号に規定する所得制限に該当しない者） 【学び直し支援事業交付金交付要領第２条】
支　給　期　間	学び直し支援金の支給期間は，24月以内とする。 【学び直し支援事業交付金交付要領第３条】
受給資格認定	学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は，高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第１号）に保護者等(法第３条第２項第３号に定める保護者等をいう。)の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し，学校設置者を経由して教育委員会に提出し，その認定を受けなければならない。 【学び直し支援事業交付金交付要領第４条】

項　　目	処　　理　　方　　法
収入状況の届出	前項の認定を受けた者は，毎年度，教育委員会が別に定める期限までに，課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（様式第１号）を，学校設置者を経由して教育委員会に提出しなければならない。 【学び直し支援事業交付金交付要領第５条】
休学及び復学	前々項の認定を受けた者が休学又は復学する場合は，学校設置者を通じて教育委員会に対して高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（様式第２号）又は高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式第３号）により申し出ることができる。 【学び直し支援事業交付金交付要領第６条】
支給方法	学校設置者は，学び直し支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し，受給権者である生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。 【学び直し支援事業交付金交付要領第７条】
その他の基準	学び直し支援事業に関する基準は，法，高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)及び省令で定める基準の例による。 【学び直し支援事業交付金交付要領第８条】